**■ブロック独自ルール・予算補助**

単協の7次中期計画では、全体補助予算管理が変更され、使途を限定していた活動費（組合員活動

費・新規加入者対応費・支部運営委員会会議費等の全体補助）を「ブロック予算」として一元管理し、

使途及び執行ルールはブロックで決定していきます

【組織活動のブロック補助（負担）】

|  | 補助内容 | 適用条件 |
| --- | --- | --- |
| 地区支部大会会場費 | 全額実費 | 領収書添付 |
| 地区支部運営委員会　会場費・交通費 | 全額実費 | 領収書添付  徒歩・自転車には払わない |
| 支部での打合せ会場費・交通費 | 全額実費 | 領収書添付 |
| 支部運営委員会　昼食費 | 上限800円（税込）実額補助  ※月1回（2回目以降は組合員活動費で費用補助  ※支部が認めた組合員も補助対象とする。 | 領収書添付  ※午前午後にまたがる場合のみ |
| **支部運営委員研修** | 交通費・会場費・昼食費〈上限800円（税込）〉全額実費 | 期間；3月～6月末までの研修に限る。  対象；支部運営委員と支部運営委員会が認めた組合員 |
| **新支部運営委員交流会** | 交流・親睦会費用  （上限2,000円/参加者） | 期間；3月～7月末までの交流に限る  対象；当年度支部運営委員  ※交流会中に個人が食する食事代に限る（オンライン参加含む） |
| **組合員活動費** | 拡大・新規加入者対応・利用結集・まちづくり活動・組織運営に対して、支部供給高と新規加入実績に応じて実費補助する。  ※補助額は状況に応じて年度毎に変動します。 | 領収書を添付する。  ・内容が分からない費用、人件費的な費用、くらぶルーム費用は認めない |
| **組合員活動費追加予算** | 組合員活動費の使用状況に応じて組合員  活動費を追加します。 | 支部運営委員会で承認後支部運営  委員長が申請する。  ブロック会議で申請承認に限る。 |
| **イベント補助予算** | ブロック・支部活動の費用補助  ・支部組合員活動費予算で賄うことができないものに活用する。  ・ブロック会議で提案承認とする。 | ・支部運営委員会の承認後、ブロ  ック会議へ提案し承認を得る |
| **ブロック活動サポート** | ブロック依頼のチラシデザイン・学習会講師等。活動補助として上限3,000円までの消費材費用を申請することができる。 | ブロック会議で確認する |

【組織活動の全体補助（負担）】⇒現行ルールに変更なし　　　全体共通ルール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 補助内容 | 適用条件 |
| 拠点組活動費 | 右記条件を満たしている拠点  設置されている全ての組に対し  て組供給高の0.5％ | ・実利用25人以上の組×2つ以上設置されている拠点（生活館・くらぶルーム・くらぶメゾン） |
| 班・組結成サポート | 班・組を新規結成した際、その準備にかかる経費（受け取り容器・はかりの購入実費など）を補助 | ・新規加入者あるいは個別配送  からの移動者を含む４人以上で  新班結成の場合、上限10,000円  ・新規に15人以上で組を結成し  た場合、組運営のスタート準備  経費　　　上限40,000円 |
| 組活動費 | 実利用15人以上、月利用高の1.5％  実利用25人以上、月利用高の2.0％ | ・組として申請している |
| 連活動補助費 | 年度上限10,000円  申請金額は代表者の口座に5月の集金相殺で支払われる | ・組合員3名以上、12月末までに  支部委員会承認を受けたグルー  プ  ・領収書添付：実費  補助費申請期間2月～3月 |